

## 介護保険料算定のための事業費見込

第1号被保険者保険料は、計画期間における3年間の介護保険給付費の合計額によって算定されます。平成24年度から平成26年度の事業費の見込み額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	2,580,730	2,793,457	2,975,041	8,349,228
特定入所者介護サービス等給付額	117,616	139,223	164,801	421,640
高額介護サービス等給付額	42,454	47,099	52,252	141,805
高額医療合算介護サービス費等支給額	7,000	7,000	7,000	21,000
算定対象審査支払手数料	2,811	3,368	3,501	9,680
地域支援事業費	68,765	68,774	70,457	207,996
計	2,819,376	3,058,921	3,273,052	9,151,349

※地域支援事業費は、介護予防事業に要する費用です。

## 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額は、総費用のうち第1号被保険者が負担すべき割合を第1号被保険者数で除して算定します。

今回、次のような保険料を取り巻く状況の変化が保険料上昇に影響しました。

- 介護保険給付見込量の増加（要介護認定者の増加、施設入所者の増加）
- 法改正による第1号被保険者給付負担割合の増

(単位：%)

負担割合	国	県	市	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40歳～64歳)
平成21年度～23年度	25	12.5	12.5	20	30
平成24年度～26年度	25	12.5	12.5	21	29

- 介護報酬額の引き上げ（+0.7%）
- 地域区分の適用による介護報酬の引き上げ（+3.0%）

算出した保険料基準額は（月額）4,900円となりますが、次のような取組により、4,500円に抑制しました。

- 市管理の介護給付費準備基金の取り崩し
- 栃木県財政安定化基金からの交付
- 保険料の段階区分を7段階から8段階へ変更
- 第4段階軽減の継続及び第3段階軽減の新設

保険料基準額（月額）4,500円

●問い合わせ先 高齢福祉課 ☎ 52 - 1115 納税のご相談は税務課 ☎ 40 - 5554